

鳥取県介護員養成研修(介護職員初任者研修)修了者と
みなす場合の事務取扱要領

平成25年3月11日
平成28年2月26日改正
平成31年3月18日改正
令和3年10月1日改正
令和6年6月4日改正
福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課

1 趣旨

この要領は、「鳥取県介護員養成研修(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という。)第22条第1項において定める、看護師の資格を有する者等を介護職員初任者研修(以下「初任者研修」という。)の修了者とみなす場合について、その具体的な事務取扱いを定める。

2 事務取扱

事業実施要綱第22条第1項において定める初任者研修の修了者とみなす者のうち、次に挙げる者が初任者研修の修了者として訪問介護等の業務に従事する場合は、「介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)修了証明申請書」(様式第1号)により鳥取県知事に申請し、修了証明書及び携帯用修了証明書の交付を受けるものとする。

- (1) 看護師又は准看護師の資格を有する者。
- (2) 居宅介護従業者養成研修1級課程、2級課程及び居宅介護職員初任者研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者。
- (3) 介護福祉士実務者研修を修了した者。

3 介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)修了証明申請書(様式第1号)に添付する書類

- (1) 手数料納付後の納付済証等
- (2) 保有資格の免許状等の写し
- (3) その他必要書類

保有資格の免許状等に記載された氏名と様式第1号に記載する氏名が異なる場合は、変更したことがわかる書類(運転免許証(両面)の写し、戸籍抄本の写し等)を提出すること。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年2月26日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月18日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月4日から施行する。

鳥取県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生
(電話番号)

介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）修了証明申請書

下記のとおり、介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）修了証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

修了課程	介護職員初任者研修課程
保有資格	
上記に関する業務の従事経験	年 月
過去に受けた研修等	
訪問介護員として勤務する (予定)の事業所	所在地 名 称

〈手数料納入方法〉 ※次のいずれかの方法で納付してください。

○4連符式納付書

県長寿社会課から4連符式納付書を受領ののち、金融機関もしくはコンビニで手数料を納付し、納付済証を別紙貼付欄に貼付して申請してください。

○POSレジ

県の各庁舎内の納付窓口で「POSレジ納入用バーコード」を提示して手数料を納付し、「控1」の表示があるレシートを別紙貼付欄に貼付して申請してください。

別紙

POSレジ納入用バーコード

鳥取県庁POS	¥650
 2 1 0 2 1 5 0 2 0 1 0 0 4	
手数料名: 訪問介護員養成研修証明書手数料	
予算主務課: ささえあい福祉局長寿社会課	
電話番号: 0857-26-7689	

納付済証 (4連符式納付書)・レシート (POSレジ) 貼付欄